

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目次

◇告 示 家畜伝染病にかかっている家畜の発生
鶏、あひる、その他死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移動を禁止する区域
ニューカッスル病生ワクチン接種の実施

告 示

鳥取県告示第百二十三号

家畜伝染病にかかっている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十四号

鶏のニューカッスル病のまん延を防止するため、ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第二条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移動を禁止する区域を別表のとおり定める。
ただし、船車に搭載のまま通過するもの及び家畜疫員の指示により移動するものはこの限りでない。

昭和四十三年二月十五日

別表

西伯郡淀江町佐陀 中間 小波 平岡

鳥取県告示第百二十五号

家畜伝染病のまん延を防止するため、次の要領によつて、ニューカッスル病生ワクチン接種を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十条の規定に基づき、鶏の所有者に対して接種を受けることを命ずる。

昭和四十三年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜伝染病の種類	家畜の種類	羽数	発生日	発生場所	転帰
ニューカッスル病	鶏	一八、〇〇〇	昭和四十三年二月十日	西伯郡淀江町中間	死亡 鑑定殺 殺処分 一七 七 六

- 一 実施の目的 ニューカッスル病のまん延防止のため
- 二 実施する区域 米子市、境港市、西伯郡
- 三 実施の対象となる家畜の種類
鶏。ただし、予防接種されているものを除く。
- 四 実施の期日 昭和四十三年二月十六日から十七日まで
- 五 接種の方法 生ワクチン経口投与

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】